

議会  
だより

# 第2回下條村議会定例会

## 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに 反対する意見書採択される

会期 6月12日から  
6月19日まで

平成26年第2回下條村議会定例会は、6月12日に召集され19日までの8日間の会期で行われました。一般質問や報告5件、専決処分の承認6件、補正予算1件、辺地計画の策定1件、請願2、意見書3件が提出され、審議の結果13件が可決されました。

- ▼一般質問は、二氏 初日に行われた一般質問は、次のとおりです。
  - 学童保育の充実について
  - 「地域おこし協力隊」制度の活用について 串原寛治
  - 水道料の減免措置について 金田憲治
  - 一般質問の様子は、議会当日ケーブリングで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧いただけます。
- ▼報告
  - 繰越明許費の報告について
    - ・地方自治法施行令第四十六條第二項の規定により、平成二十五年度下條村一般会計の繰越明許費について計算書を報告しました。
    - 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
      - ・村道及び村営住宅の側溝に布設してあるグレーチングの跳ね上がりにより車を破損させたもの三件、豪雪の影響により公共施設の屋根から雪が滑り落ち車のドアを破損させたもの一件の専決処分により損害賠償した金額を報告しました。
  - ▼専決処分の承認
    - 平成二十五年度下條村一般会計歳入歳出補正予算（第五号）の専決処分の承認について
      - ・昨年の九月の台風十八号豪雨災害が激甚災害に指定されたことにより、第一回議会で繰越事業として承認された林道施設災害の国庫補助率が高上げされ、繰越のための財源補正と児童福祉費の「子ども子育て支援新制度に伴うシステム改修」がシステム仕様決定の遅れにより、改修の完了が平成二十七年三月末にずれ込む見込みで全額を繰り越す必要が生じ、専決処分の報告を繰り越されました。
      - 下條村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
        - ・地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い個人住民税の関係で公的年金等の所得に係る村民税の特例徴収の徴収方法及び算定方法の改正、所得税法等の一部を改正する法律により上場株式等の譲渡所得に係る課税の特例の改正があったことから村税条例の附則の用語等、改正の専決処分の報

- 告をし承認されました。
  - 下條村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
    - ・地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方税法の一部改正により国保税の所得割の規定されている条例の用語の改正の専決処分の報告をし承認されました。
    - 下條村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
      - ・村の税条例の一部を平成二十六年四月一日から施行しなければならぬため専決処分としたもので、主な内容は法人住民税の法人税割の税率を平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度から十二・三％から二・六％引き下げて九・七％とする、軽自動車税の税率を軽四輪車等は実質的に平成二十八年年度から他のものについては平成二十七年年度から現行の税率を一・二五から一・五倍引上げること等、報告し承認されました。
    - 下條村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
      - ・地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い国民健康保険税条例の一部を改正し平成二十六年四月一日より施行しなければならぬため専決処分したもので、後期高齢者支援金等課税限度額を十四万から十六万円に、介護納付金課税限度額を十二万円から十四万円へそれぞれ引上げ、国保税の低所得者の負担軽減措置について五割・二割軽減の算定方法の変更をすることの報告をし承認されました。
      - 下條村福祉医療支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
        - ・現在七十歳から七十四歳までの福祉医療費の受給者に対する給付額は医療費一割の自己負担額に対し十分の三の支給となっており、平成二十六年四月以降に七十歳に達した方については、自己負担額が二割となることから、受給者の負担の軽減及び受給者間の格差の解消のため、平成二十六年四月以降七十歳に到達した方については、自己負担額の十分の六を給付するもので、これにより自己負担額は改正前とほぼ同額となることの報告で承認されました。

- ▼条例改正
  - 下條村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
    - ・国保運営委員会の答申に基づき引上げの改正をするも、医療給付費では平成二十三年、二十四年度の二年間で約二十％増加したが、二十五年度では二・八パーセントの減少となりました。
    - ・その一方で後期高齢者支援金や介護納付金の伸び等による歳入不足から約五千四百万円あった給付調整基金のうち二千九百三十五万円を取り崩した結果、単年度では約千五百円の赤字となる見込みです。
    - ・基金保有残高は二十五年度で約二千五百万円になり、医療費の伸びを前年度費四・一％増と見込今年度当初の国保会計上で現行税率のままですと、基金を約二千百万円取り崩さざるを得ない予定で、これにより二十六年度末の基金残高が四百万円程になることと住民の四分の一が加入する医療保険に初めて一般会計からの法定外繰入を六百万円予算化していることから国保加入者にも一定の負担増をお願いすることと可決されました。
    - ・税率引き上げにより、一人当たりの国保税は前年比対比で年間千三百円の増となります。
  - ▼下條村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるとについて
    - ・村松幹雄氏の六月三十日付任期満了に伴って、その後任として串原良彦氏を選任することと同意しました。
    - ・任期は平成二十六年七月一日から平成二十九年六月三十日までの三年間です。
  - 一般会計（第一号）
    - ・歳入の主なもの、地方交付税で千九百四十四万四千円、国庫支出金では既存住基システム改修交付金に五百三十六万六千円、小児化対策交付金に九十九万八千円を増額、県補助金は元気づくり支援金で百九十五万円、経営体制支援事業補助金で三百二十四万円の増額、収入入ではコミュニティ助成事業費補助金などで百九十万円を増額しました。
    - ・歳出の主なもの、村制百二十五周年記

- 念写真集発行で二百六十万円、パルーンライト四基分で百五十五万六千円、番号制度システム導入委託料で五百九十万円を増額、大雪による被害施設に対する経営体制支援助成金に四百七十七万八千円を増額、農林施設災害復旧費・単独災害復旧費に補助対象外分に二百万円、林道施設単独災害復旧費に三百万円などを増額し総額で二十五億二千六百六十万円となることと可決されました。
- 辺地計画の策定
  - 阿知原辺地に係る公共的施設の総合計画の策定について
    - ・今までの事業計画期間が平成二十一年度から二十五年度までの五年間であったものを、新しく平成二十六年度から三十二年度までの五年間総合整備計画を策定し整備の完了した消防団拠点施設整備事業を削除し、地域内の生活道路である村道五百十七号線の追加及び引き続き整備が必要な事業の継続、事業の見直しを行うことと可決されました。
  - 請願
    - 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願について 採択
      - 国の責任による三十五人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について 採択
      - 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について 採択
    - 陳情
      - 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情について 採択
    - 意見書
      - 三件の意見書が提出され、採択され、関係機関へ送付しました。
      - 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書
      - 国の責任による三十五人以下学級推進と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
  - 第一回下條村議会臨時会
    - ・七月十一日、第一回臨時会が行われ、農業委員会委員として四名の方が議会推薦されました。（詳細は別頁）